

みつはし社会保険労務士事務所
社会保険労務士 三橋 知香枝
〒158-0092 東京都世田谷区野毛 2-25-11
TEL : 050-3702-7733 FAX : 050-3730-2054
Mail : mitsuhashi@setgaya-sr.tokyo
<http://setagaya-sr.main.jp/>

【今月のテーマ】

- 未払い賃金請求、最長5年か？
- 副業・兼業の推進

未払い賃金請求、最長5年になる見込み

本年5月に民法の大改正が行われ、短期消滅時効制度が廃止されました。基本的にすべての債権について、「権利を行使できることを知った時から5年間、または権利を行使できる時から10年間の場合、時効によって消滅する（改正法案166条）」こととなりました。

民法の特別法である労働基準法については、この民法の改正から取り残されたままで、未払い賃金については過去2年までしかさかのぼって請求できないことになっていました。しかしながら、厚生労働省はこの未払い賃金債権についても支払いを請求できる期間を最長5年まで延長することを検討しています。サービス残業を減らし、長時間労働の抑制につなげる狙いではありますが、企業の負担を増やす面もあるため、厚労省は専門家や労使の意見を幅広く聞いて結論を出すことにしています。

厚生労働省は年内に民法や労働法の学識経験者らによる検討会を設置し、そこでの議論を踏まえ、来年夏をメドに労働政策審議会で労使を交えた具体的な時効の議論を進めます。法改正が必要となれば、2019年に法案を国会に提出し、20年にも施行することになっています。

副業・兼業の推進 - 働き方改革

政府が3月にまとめた働き方改革の実行計画では、副業・兼業の推進を掲げています。これにともない、厚生労働省は、企業が就業規則を制定する際のひな型となる「モデル就業規則」について、副業を認める内容に改正する案を有識者検討会に提示しました。現在の「モデル就業規則」では副業については原則禁止とされていますが、「許可なく他の会社等の業務に従事しないこと」という規定を削除した上で、「労働者は勤務時間外において他の会社等の業務に従事することができる」との規定を新設する見込みです。

今の労働基準法では労働時間の管理について、労働者がいくつかの企業で働く場合にはすべて合計するのが前提となっています。例えば昼間にA社で8時間、夕方以降にB社で2時間働いている場合、法律の原則ではB社が残業代を支給しなければなりません。

実際には複数の企業がそれぞれの労働時間を互いに把握するのは難しく、労働時間の通算はなされていないのが現状です。そのため、厚労省はこうした実態を踏まえルールの見直しが必要だとしています。